

京都市立大淀中学校 P T A 規約

第1条（名称） 本会は京都市立大淀中学校 P T A と称し、事務所を京都市立大淀中学校内に置く。

第2条（目的） 本会は生徒の幸福と健全な成長を図るため、会員が積極的に協力して教育条件の改善充実に努め、学校教育の促進を図ることを目的とする。

第3条（方針） 本会は前条の目的を達成するために次の方針を守るものとする。

1. 本会は学校教育の促進を本旨とする民主団体である。
2. 本会は自主独立のものであって政党的・宗教的・営利的な色彩を一切もたない。
3. 本会を目的を同じくする他の団体や機関と協力する。
4. 学校教育について協力し、学校の管理・人事には干渉しない。
5. その他本会の目的を果たすために必要な活動を行う。

第4条（会員） 本会の会員は、本校在籍生徒の保護者と本校に勤務する教職員とし、すべて平等の権利と義務をもつ。

第5条（役員） 本会の役員は次の通りである。

1. 役員の種類と人数

- | | | | |
|--------|---------------|----------|----------|
| ア 会長 | 1名 | イ 副会長 | 2名 |
| ウ 庶務 | 3名（内1名は本校教職員） | エ 親まなび委員 | 1名以上2名以内 |
| オ 会計 | 2名（内1名は本校教職員） | | |
| カ 会計監査 | 2名 | | |

2. 役員の選出

- ア 役員の選出は年度初めまでに開催する総会に報告して承認を得る。
- イ 役員は同時に他の役員を兼ねることはできない。
- ウ 副会長は2校区より1名ずつ選出する。
- エ 親まなび委員は本会会員の中から1名以上2名以内を互選する。
- オ 会計監査は2校区より1名ずつ選出する。

3. 役員の任務

- ア 会長は本会の代表者であって会務を総括し、総会・定例会を召集し総会の議決事項を執行する。
- イ 副会長は会長を補佐し会長不在のときはその代行をする。
- ウ 庶務は総会ならびに定例会の議事を記録し、また会合の通知を発する等、庶務一切をつかさどる。
- エ 親まなび委員は中学生を子供にもつ親を核として、子供の成長に対応した子育て（家庭教育）について研究し、学校・家庭・各 P T A 等との連携を図る。
- オ 親まなび委員は活動の成果を本会に持ち帰り、家庭教育に関する親のまなび事業を企画・立案する。
- カ 会計は会計事務一切をつかさどる。
- キ 会計監査は会計を随時監査し、年度末決算報告の監査証明をする。

第6条（委員） 本会の委員は次の通りである。

1. 委員の種類と人数

- ア 学級委員 各学級毎に3名
- イ 地域委員 若干名
- ウ その他役員が必要と認めた委員会

2. 委員の選出

- ア 学級委員は各学級で互選し、各学年より各部部長・副部長3名を互選する。
- イ 地域委員は各町の事情による必要数を在住会員中より選出し2校区より委員長1名および副委員長1名を互選する。

3. 委員の任務

- ア 学級委員は、学級および学年に関する事項について企画協議し、学級の会員相互の連絡を図るとともに、会員の教養・文化・体育の振興に努める。
- イ 前項の目的を達成するために、1・2・3年で文化部・体育部・広報部の3部会を学級委員会で構成し、活動する。
- ウ 各部部長・副部長は定例会に出席する。ただし、各部において報告すべき活動や関連する事案が少ない際は、

各部部長もしくは副部長のいずれか1名以上が定例会に出席し、内容を各部に持ち帰り情報を共有し各部会に諮る。

- エ 地域委員は、担当地域の会員と密接な連絡をとり、本会の運営と事業の円滑な遂行を図るとともに、生徒の在校生活の指導に当る。
- オ 地域委員は協議のうえ、役員の候補者を推薦する。
- カ 地域委員長・副委員長は定例会に出席する。ただし、報告すべき活動や関連する事案が少ない際は地域委員長・副委員長のいずれか1名以上が定例会に出席し、内容を地域委員に持ち帰り情報を共有し地域委員会に諮る。

第7条 (任期)

1. 役員の任期は1年とし、再任はさまたげない。
2. 役員の任期が満了しても新役員就任まではその任務を遂行する。
3. 役員に欠員が生じた場合は定例会で選出し会長が委嘱する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 委員の任期は1年とし、再任はさまたげない。
5. 委員に欠員が生じた場合は、学級委員は学級毎に、地域委員は地域毎に互選し、会長が委嘱する。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 (総会) 総会は本会最高の機関であって、予算・決算・事業計画その他重要事項を審議決定する。

定期総会は年2回開き、総会の日時、場所および議題は前もって全会員に通告する。

1. 総会の定足数は全会員の5分の1とする。
2. 議長はその都度出席会員の中から選出する。
3. 議決は出席者の多数決による。
4. 総会に出席できない会員は、書面で委任して総会に参加することができる。
5. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があるとき開く。

第9条 (定例会) 定例会の構成と任務は次の通りである。

1. 構成

ア 会長 イ 副会長
ウ 庶務 エ 親まなび委員 オ 会計 カ 会計監査
キ 各部部長・副部長 ク 地域委員長・副委員長

2. 任務

定例会は総会に提出する議案の作成、既決事項の実施等本会運営上必要な事項について計画協議し、また緊急事項について事務を処理する。

第10条 (会計) 本会の経費は会費その他の収入によって支弁する。

1. 会費は世帯単位とし、毎年度初め、総会で決定する。
2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 (規約改正) 本規約の改正は総会で出席者の3分の2以上の賛成を要する。ただし、改正案の内容を前もって全会員に通知しておかなければならない。

第12条 (リコール制) 役員の中に不適任者のあるときは会員の3分の2以上の賛成によりリコールすることができる。

第13条 (選出方法) 役員の選出、及び委員の選出に関しては、別に設けた選出方法によるものとする。

(昭和50年4月18日制定)
(昭和55年3月10日改正)
(昭和59年12月4日改正)
(昭和62年5月18日改正)
(平成2年11月27日改正)
(平成8年11月27日改正)
(平成9年12月22日改正)
(平成12年1月26日改正)
(平成13年3月12日改正)
(平成20年3月7日改正)
(平成23年5月13日改正)
(平成28年3月9日改正)
(平成28年5月13日改正)